

これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置
—	「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 16 年 9 月に中間とりまとめを行い、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】 当該評価結果を受けて意見交換会を開催するとともに、平成 16 年 10 月に、我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて食品安全委員会に諮問。</p> <p>【農林水産省】 当該評価結果を受けて、飼料規制の実効性確保を強化するための措置を講ずることについて食品安全委員会に諮問。</p>
16 年度	「食中毒原因微生物」に関する食品健康影響評価【評価終了】	<p>食中毒原因微生物 9 案件のうち、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」については、平成 21 年 6 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p> <p>残りの 8 案件のうち、3 件（「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリテイス」及び「食品中のノウイルス」）については平成 22 年 4 月に、5 件（「非加熱喫食調理済み食品（RTE 食品）におけるリステリア・モノサイトゲネス」、「生鮮魚介類における腸炎ビブリオ」、「鶏肉におけるサルモネラ属菌」、「二枚貝における A 型肝炎ウイルス」及び「豚肉における E 型肝炎ウイルス」）については平成 24 年 1 月にリスクプロファイルを取りまとめ、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に情報提供した。これらの 8 案件については、「自ら評価」案件の取扱いについて（平成 24 年 2 月 16 日 食品安全委員会決定）に従い、平成 24 年 6 月に「自ら評価」としての食品健康影響評価を終了した。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働科学研究「と畜・食鳥検査における疾病診断の標準化とカンピロバクター等の制御に関する研究」（平成 24 年度から 3 年）において、評価書で提案された諸対策を検討し、リスク管理手法としての有効性を検証。</li> <li>厚生労働科学研究「食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理に関する研究」（平成 27 年度から 3 年計画）では、具体的なリスク管理手法の探索と構築を目的として研究を実施。</li> <li>消費者への生食・加熱不十分に関する</li> </ul>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置
17年度 (委員 会 決 定 は 19 年 度)	「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓」に係る食品健康影響評価	<p>外交ルートを通じ、評価対象国15か国に対し質問書による照会を行い、回答を得た13か国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン及びホンジュラス）については、平成24年5月までに評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した（中国及び韓国については、現時点で回答が得られていない。）。</p>	<p>る注意喚起、地方自治体を通じた飲食店等の監視指導、食品衛生分科会乳肉水産食品部会食肉等の生食に関する調査会における生食に関する検討（平成26年8月の乳肉水産食品部会に報告）等を実施。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年8月に作成した生産者、指導者向けの衛生管理ハンドブックについて、新たな知見を追加した改訂版を公表。</li> <li>汚染実態調査を継続的に実施するとともに、低減対策効果を検証するための調査を実施。</li> </ul> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>評価対象となった国から輸入される牛肉及び牛内臓については、当該評価結果において「BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と評価されていることから、これらの国からの牛肉等については、従来のリスク管理措置を継続。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <p>評価対象となつたいずれの国についても、当該国から我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置
18年度	—	選定されていない。	可能性は無視できるとの評価であったため、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断。
19年度	「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価	化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、これまでに10回の調査審議を行っている。 同ワーキンググループにおいては、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度をハイリスクグループ（胎児、小児、妊婦、授乳する女性及び妊娠可能な年齢層の女性）で4 µg/dL、ハイリスクグループを除く成人で10 µg/dLに設定することとされ、平成24年3月に化学物質・汚染物質専門調査会幹事会に一次報告があった。その際、今後、血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討することとなった。	—
20年度	「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価【評価終了】	デオキシニバレノールとニバレノールを併せて、平成22年11月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	○デオキシニバレノール 【厚生労働省】 評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、小麦に対して1.0 mg/kg以下の基準値を設定することについて了承。 【農林水産省】 ・ 評価結果の通知前から、小麦・大麦における含有実態調査、低減指針の推進等を実施。 ・ 評価結果の通知後も、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置
			<p>実態調査等を実施。</p> <p>○ニバレノール</p> <p><b>【厚生労働省】</b>  評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、現段階で基準値の設定の必要はないとの結論を了承。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価結果の通知前から、小麦・大麦における含有実態調査、低減指針の推進等を実施。</li> <li>・ 評価結果の通知後も、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有実態調査等を実施。</li> </ul>
”	「オクラトキシンA」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成26年1月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p><b>【厚生労働省】</b>  評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定するとの結論を了承。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価結果の通知前から、米・小麦における含有実態調査、カビ汚染防止の</li> </ul>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置
〃	「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 25 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>ためのガイドラインの推進を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の通知後も、低減対策の推進と他の農産物も含めた含有実態調査を実施。</li> </ul> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省ホームページにおいて、ヒジキ中のヒ素に関する Q &amp; A を公開。</li> <li>輸入農産物中の汚染実態の把握（平成 25 年度～26 年度）、厚生労働科学研究「鉛及びヒ素などの食品汚染物質の実態調査ならびにその健康影響に関する研究」（平成 25 年度～27 年度）等を実施。</li> </ul> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の通知前から、汚染実態調査、低減技術の開発を実施。</li> <li>評価結果の通知後も、国内の水田土壌及びそこで生産された米に含まれるヒ素の含有実態調査、ヒジキの製造・加工事業者等に対する低減策の指導を実施。</li> </ul>
21 年度	「食品に含まれるトランス脂肪酸」に係る食品健康影響評価【評価終了】	平成 24 年 3 月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の通知前（平成 23 年 2 月）に、事業者が情報開示を行う際の指針を発売。</li> <li>トランス脂肪酸の規制方針等が厚生</li> </ul>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置
			<p>労働省等で定められた場合、必要な検討を行う。</p> <p><b>【厚生労働省】</b> トランス脂肪酸の摂取については、平成 26 年 3 月にとりまとめられた「日本人の食事摂取基準（2015 年版）」策定検討会報告書においては、健康の保持増進の観点では、摂取基準値は設定していない。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の通知前から、関連情報収集、摂取量調査等を実施し、ホームページを通じて情報提供。</li> <li>評価結果の通知後、国際的動向等についてホームページを更新。</li> <li>食品事業者、消費者等を対象としたセミナー等を実施。</li> </ul>
〃	「アルミニウム」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 29 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省に通知した。	—
22 年度	「加熱時に生じるアクリルアミド」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 28 年 4 月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省に通知した。	<b>【消費者庁】</b> 厚生労働省等のリスク管理機関において、アクリルアミドの規制方針等が定められた場合、必要な検討を行う。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置
			<p>【厚生労働省】 厚生労働省ホームページ中「加工食品中アクリルアミドに関する Q&amp;A」を改正するなど、加工食品中のアクリルアミド摂取量の低減に向けた普及啓発を実施。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対して、加工食品中のアクリルアミド濃度低減に向けた対策（「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」の普及を行うとともに、指針の普及による低減効果を検証するため、加工食品中のアクリルアミドの含有実態を継続的に調査。</li> <li>消費者に対して、家庭調理食品に由来するアクリルアミド摂取量の低減に向けた対策（「安全で健やかな食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること」）の普及啓発を実施。</li> </ul>
23年度	—	選定されていない。	
24年度	「クドア（クドア属粘液胞子虫）」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 27 年 11 月に「ヒラメの <i>Kudba septempunctata</i> 」について評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】</p> <p>クドアによる食中毒を防止する観点から、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸入のヒラメについて、過去に食中毒の原因となった養殖業者や輸入時検査で違反となった養殖業者について</li> </ul>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置
			<p>ては輸入の都度の検査を実施し、その他の養殖ヒラメについてはモニタリング検査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国産天然のヒラメについて、地方自治体と連携しながらクドアによる食中毒防止策等について普及啓発を実施。</li> </ul> <p>【農林水産省】</p> <p>クドアによる食中毒を防止する観点から、ヒラメの養殖場等における食中毒防止対策について平成28年6月23日付で都道府県に対して通知を发出。</p>
25年度	—	選定されていない。	
26年度	「フモニシン」に関する食品健康影響評価 【評価終了】	<p>平成27年度に食品安全確保総合調査を活用し、文献等の収集・翻訳・分析・整理及び汚染実態データが乏しい食品等について補完的な汚染実態調査を実施した。</p> <p>平成29年9月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>	—
27年度	「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価	<p>平成29年10月にアレルギーを含む食品に関するワーキンググループを新たに設置した。また、食品健康影響評価技術研究事業を活用し、アレルギーを含む食品に関する評価指針のたたき台を作成するための調査審議を行っている。加えて、食品安全確保総合調査事業を活用し、卵及び乳のアレルギーに関する科学的知見を収集している。</p>	—
28年度	—	選定されていない。	
29年度	—	選定されていない。	